

# ケアセンター花の路。デイサービス

## 総合事業 料金表 (回数制)

令和 6年 4月1日施行

要支援 1	通所型独自サービス費	
	436単位/回 (月4回まで)	484円/回

要支援 2	通所型独自サービス費	
	447単位/回 (月8回まで)	496円/回

+

通所型独自サービス費に、下記金額が加算されます。

科学的介護推進体制加算 (40単位/月)	44円
----------------------	-----

例 要支援 1 の方が4回/月利用された場合 1,980円

例 要支援 2 の方が4回/月利用された場合 2,028円

例 要支援 2 の方が8回/月利用された場合 4,012円

### 全額自己負担分

食事	900円/回	タオルセット代(入浴有り)	110円/日
おやつ	100円/回	タオルセット代(入浴無し)	33円/日
レクリエーション(生花代)	550円/回		
レクリエーション(書道代)	330円/回	リハビリパンツ・尿取りパッド	110円/枚

- \* 入浴料金・送迎料金は予防通所介護費に含まれます。
- \* 介護職員処遇改善加算「Ⅰ」として、所定単位数の合計に5.9%を加算されています。
- \* 介護職員等特定処遇改善加算「Ⅱ」として、所定単位数の合計に1.0%を加算されています。
- \* 介護職員等ベースアップ等支援加算として、所定単位数の合計に1.1%を加算されています。
- \* 岐阜市地域区分「6等級」、1単位=10.27円として計算されています。
- \* サービス費の額の算定は、厚生労働大臣が定める介護報酬上の額を基準としています。

- ・通所型独自サービス処遇改善加算 とは  
介護職員の人材確保・処遇安定により、介護保険サービス提供の質の向上を図る目的で創設された、介護報酬の加算です。
- ・通所型独自サービス特定処遇改善加算 とは  
従来の処遇改善加算に加え、キャリア(経験・技能)のある介護職員に対し更なる処遇改善を行う為に加算されるものです。
- ・科学的介護推進体制加算とは  
厚生労働省へ利用者様の情報を提供し、フィードバックされた情報を活用することで算定できる加算です。
- ・介護職員等特ベースアップ等支援加算とは  
介護職員の収入を3%程度引き上げる為の措置を講じる目的で創設された、介護報酬の加算です。